

財団法人柏市みどりの基金生け垣づくり助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財団法人柏市みどりの基金助成金交付要綱第5条第4項の規定により、みどり豊かな住み良い街づくりを推進し、災害の防止を図るため、ブロック塀等から生け垣にする者に対する助成金の交付の可否及び額の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、柏市に在住し、自己の居住する土地に生け垣を設置する個人とする。

(助成対象となる生け垣の要件及び範囲)

第3条 助成対象となる生け垣は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 築造する生け垣が道路に2m以上接し、この接する範囲を対象とする。なお、生け垣は新たに築造する生け垣、又は設置してある生け垣が地震、台風、大雪などの災害によりその機能若しくは外観が著しく損なわれたことにより再築造する生け垣であること。

(2) 樹木は、植栽時の樹高が0.9m以上あり、相互に葉の触れ合う程度に列植し、道路上に枝葉が出ないように植栽すること。

(3) 四つ目垣を設置すること。ただし、植栽時に支柱を必要としない樹木(ゴールドクレスト・コノテガシワ等)の場合、及び四つ目垣の代わりになるのもので、倒壊による災害を起こす恐れが少なく、生け垣として樹木が隠れないフェンスが既に設置されている場合は、必ずしも四つ目垣の設置は必要としない。

(4) 高さ45cm以上のブロック塀等の内側に設置しないこと。

(5) 柏市道に面していること。ただし、私道路であっても、建築基準法第42条による道路で、近隣の生活道路として機能している場合は助成対象とする。

(6) 生け垣を設置する宅地は、道路面からの高さがおおむね 1 m 以下の高さであること。

ただし、既に当該助成制度による助成を受けた者が当該土地に生け垣を築造しようとする場合及びびゃくしん類による生け垣は助成対象から除くものとする。

(助成金の額等)

第 4 条 生け垣の助成金の交付額は、助成対象となる生け垣の長さ
に、次の各号に定める 1 メートル当たりの額を乗じて得た額 (1
0 0 円未満は切り捨てる。) とする。ただし、1 0 0 , 0 0 0 円
を限度とする。

(1) 四つ目垣を設置されている場合は、1 メートル当たりの設
置に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 (当該額が 1 メ
ートル当たり 6 , 0 0 0 円を超えた場合には、6 , 0 0 0
円) とする。

(2) 四つ目垣が簡略化又は設置されないものについては、1 メ
ートル当たりの設置に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た
額 (当該額が 1 メートル当たり 4 , 0 0 0 円を超えた場合
には、4 , 0 0 0 円) とする。

2 既存のブロック塀等を撤去して生け垣を設置する場合の 1 メ
ートル当たりの撤去費用の助成額は、1 メートル当たりの撤去に要
する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 (1 0 0 円未満は切り捨てる。
ただし、当該額が 1 メートル当たり 5 , 0 0 0 円を超えた場合
には、5 , 0 0 0 円) とし、7 5 , 0 0 0 円を限度として前項の額
に加算する。但し、ブロック塀等撤去の助成延長は、生け垣の設
置延長を限度とする。

3 前 2 項における助成範囲の計測単位は、1 0 cm 刻みとする。

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

(生け垣保全と管理の義務)

第 8 条 助成を受けた者は、できる限り長期にわたり生け垣を保全
し必要な管理を行わなければならない。

(補 則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 0 年 6 月 2 2 日から施行する。

この要領は、平成 1 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。